

都市計画道路 大安寺柏木線 及び (仮称)新駅西口駅前広場の整備に係る事業説明会資料

1. (都)大安寺柏木線の概要

1)(都)大安寺柏木線の路線概要について

(都)大安寺柏木線は、起点を奈良市大安寺三丁目(西九条佐保線交差点)、終点を奈良市柏木町(国道24号交差点)とする延長809mの幹線街路です。平成29年3月17日に、大和都市高速鉄道西日本旅客鉄道関西線に設けられる(仮称)新駅西口駅前広場を含み、都市計画決定されています。

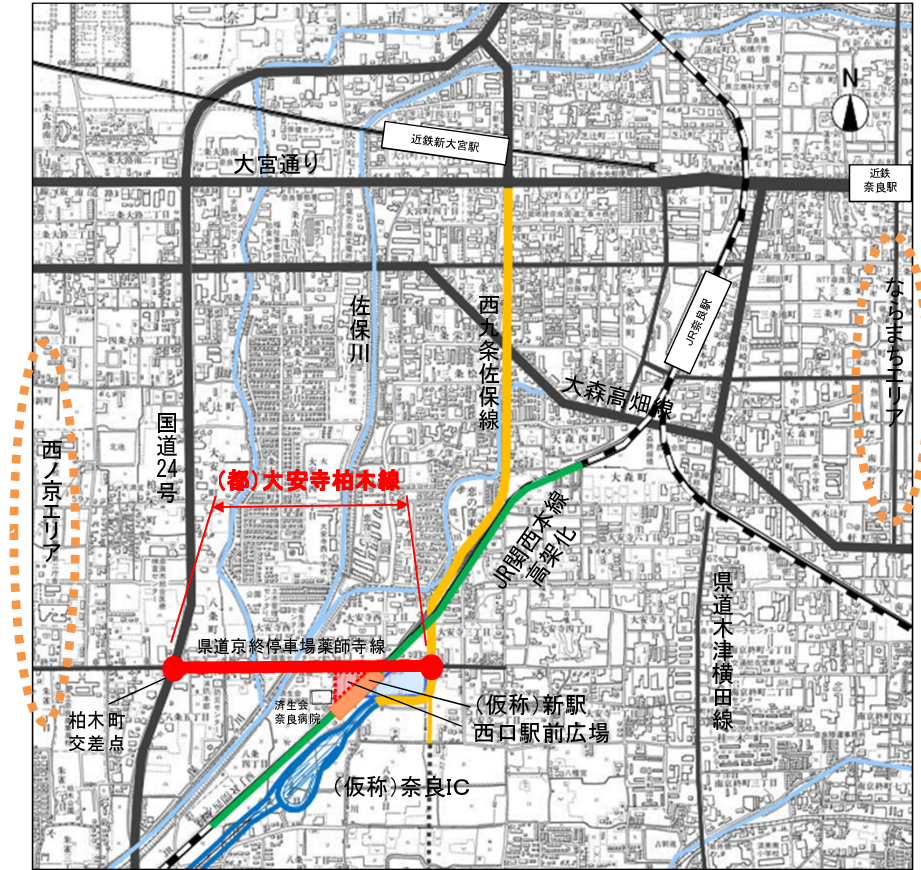
この路線は、県道京終停車場薬師寺線に重なり、西ノ京エリアとならまちエリアを結ぶ東西方向の幹線道路ネットワークの一部を担っており、(都)西九条佐保線及び(都)国道24号バイパス線から(仮称)新駅へのアクセス道路になります。

2)整備の必要性及び事業認可について

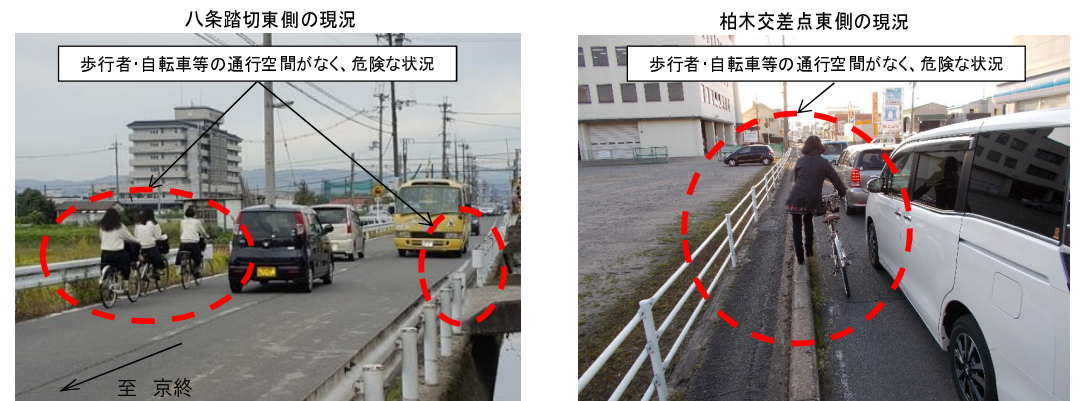
現在も車線は2車線あるものの安全な歩行者、自転車空間がなく、自動車と自転車等による事故も発生しており、安全性を確保することが課題となっています。そこで、(都)国道24号バイパス線及び(都)西九条佐保線と(仮称)新駅の間自動車の走行環境の充実を図り、歩行者や自転車の安全性を確保するため、当該区間の整備が必要です。

また、(仮称)新駅西口駅前広場につきましては、地域の新駅利用者の利便性の確保のために、主に地域交通を対象とした駅前広場を整備します。

このたび、(都)大安寺柏木線は、平成30年3月16日に国より県事業として事業認可を受け、(仮称)新駅西口駅前広場は、平成30年3月9日に県より市事業として事業認可を得ました。今後これらの事業は、平成36年度の完成を目指して整備を進めます。

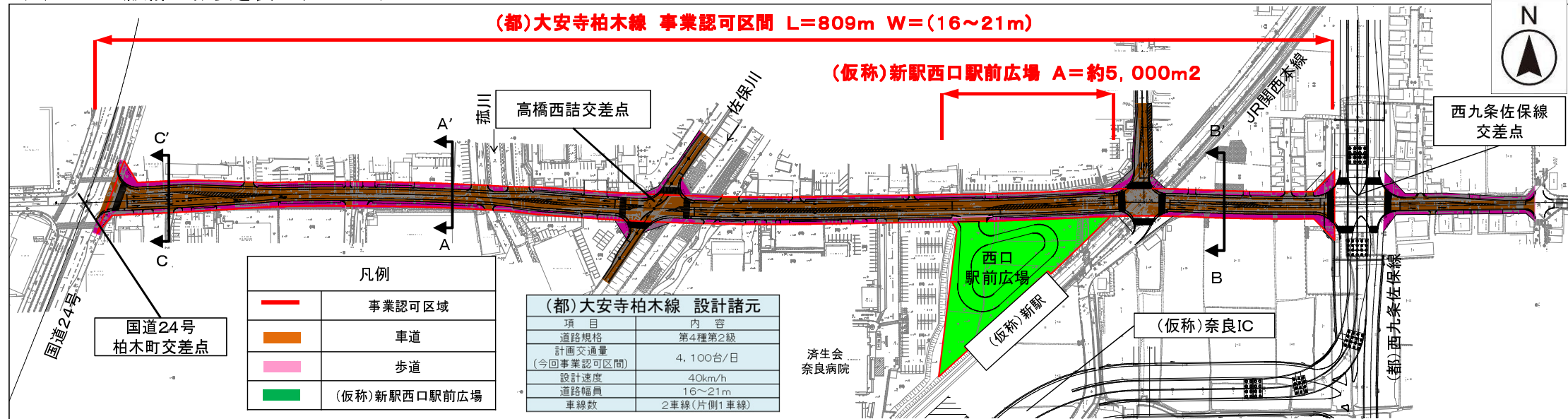


(都)大安寺柏木線(県道京終停車場薬師寺線)の状況

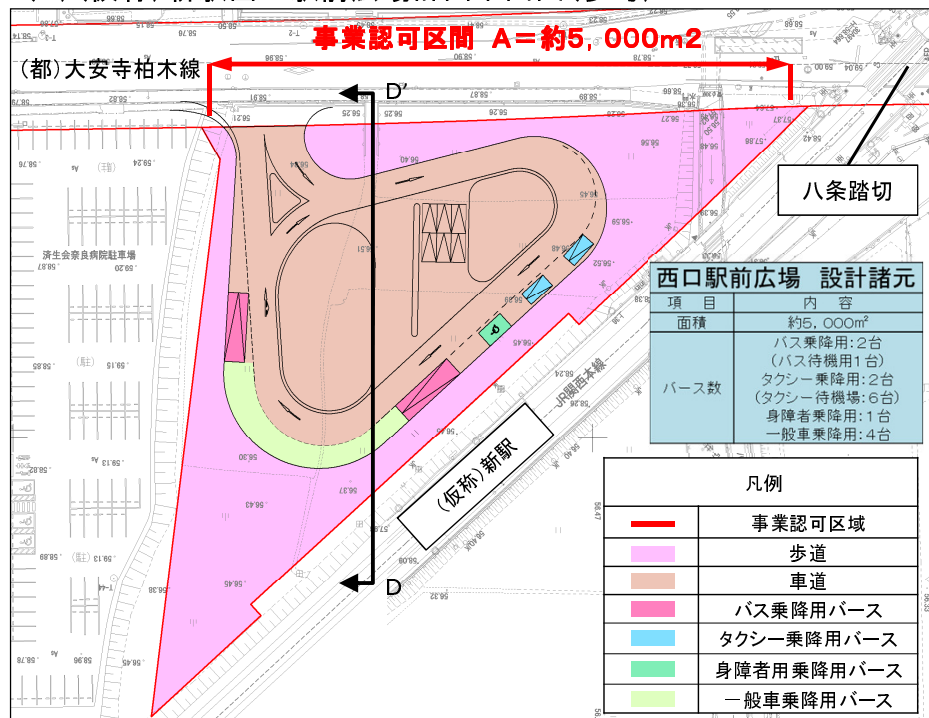


2. 事業概要について

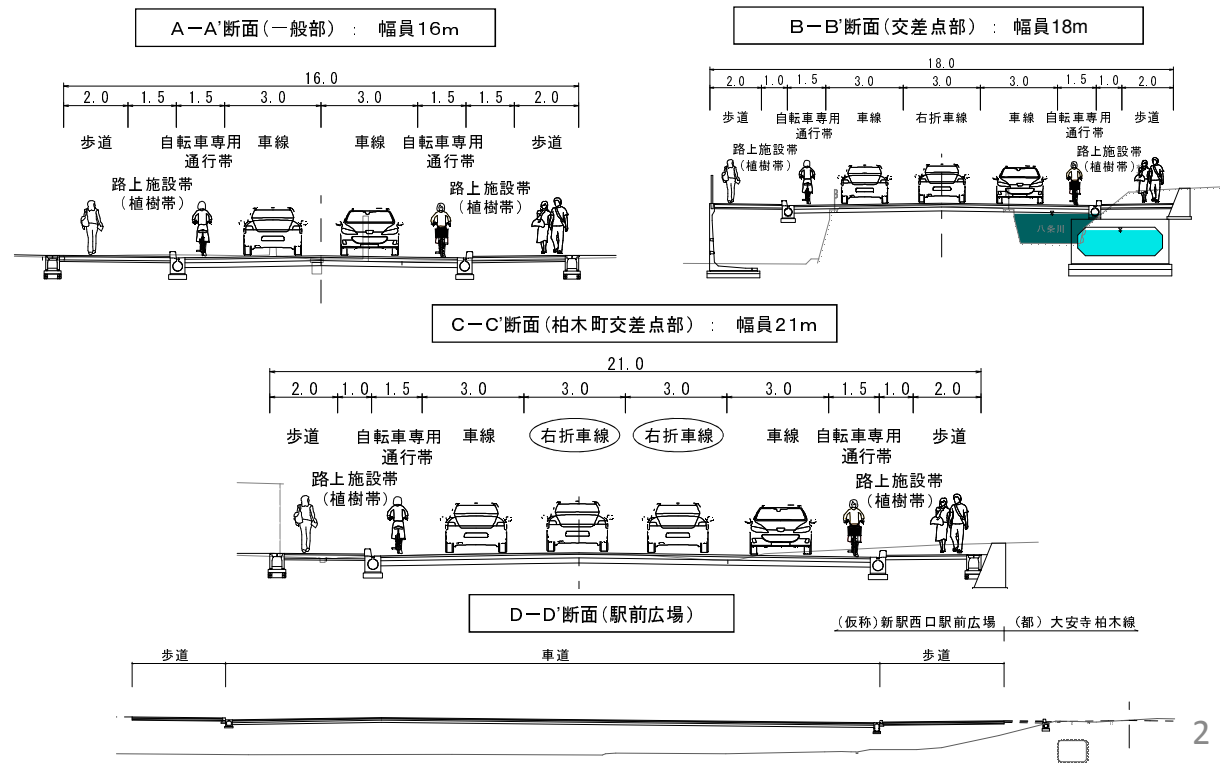
(1) 平面図(設計の概要を表示する図面)



(2) (仮称)新駅西口駅前広場計画平面図(参考)



(3) 横断面図



※今後の詳細設計、関係機関協議により変更が生じる場合があります。

3. 事業認可について

(1) 内容

都市計画道路大安寺柏木線は、奈良県を施行者とする都市計画事業として、平成30年3月16日に事業認可されました。また、(仮称)新駅西口駅前広場は、奈良市を施行者とする都市計画事業として、平成30年3月9日に事業認可されました。(事業認可を受けた事業区域は、下段の平面図(事業地を表示する図面)を参照)

(2) 事業認可による効果と法的手続き

①土地の買取を請求することができます。

事業認可を受けた事業地内の土地所有者は、各施行者に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求することができます。(都市計画法第68条)

②建物の建築等について制限されます。

事業認可を受けた事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の建築等は制限されます。(都市計画法第65条)

③土地建物等の有償譲渡については届出が必要です。

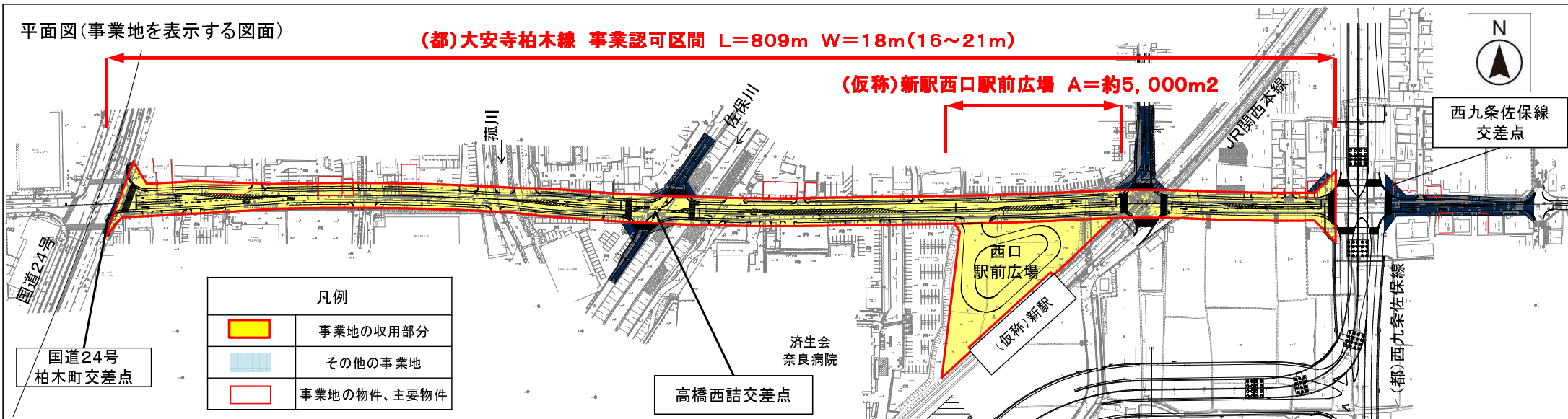
事業認可を受けた路線の事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、事前に各施行者への書面の届出が必要となります。(都市計画法第67条)

※これらに該当する場合は、各施行者(裏面下の「問い合わせ先」)にご相談ください。

(3) その他の事業地について

事業認可を受けた事業地の外側で、(都)大安寺柏木線の道路改良に伴い工事が発生する箇所があります。これらの箇所では、上記(2)は該当しませんが、用地買収や工事は事業認可を受けた事業区域と同時に進める予定です。

平面図(事業地を表示する図面)



都市計画道路名	起点～終点	区間延長	幅員(車線)	内容
3・4・128 大安寺柏木線	奈良市大安寺3丁目地先 ~ 柏木町地先	809m	18m(16~21m)(2車線)	道路整備、歩道及び自転車専用通行帯の設置 (なお、西日本旅客鉄道関西線 新駅西口(奈良市八条四丁目地内)に駅前広場を設ける(約5000m²))

4. 事業の進め方について

平成30年度

平成31年度～平成36年度

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

(都)大安寺柏木線の事業認可の告示(3月16日)
(仮称)新駅西口駅前広場の事業認可の告示(3月9日)

(都)大安寺柏木線及び(仮称)新駅西口駅前広場の事業説明会(3月17日・18日開催)
(※1)

土地の調査・立会
〔境界確定と用地幅杭の設置〕
(※2)

土地の調査・立会
(平成31年3月までに完了しない部分)

- 用地買収
- ①物件(建物・動産等)の調査(※3)
 - ②土地・建物等の買収に伴う補償金額の算定
 - ③補償金の提示(※4)
 - ④契約の締結(※5)
 - ⑤補償金(前払い)の支払い(※6)
 - ⑥物件の移転・退去
 - ⑦土地の引渡し
 - ⑧補償金(残金)の支払い(※6)

※境界が確定した方から①の調査に着手します。

文化財調査
※一定の用地が取得できれば、文化財調査に着手します。

工説明会

道路工事・橋梁工事など
※文化財調査後、工事に着手します。

平成36年度 供用開始予定

- (※1)事業説明会 : 土地・建物の権利者やテナント等関係者をはじめ住民の皆様には、事業の手法(事業認可を取得し都市計画事業として進める)および必要性や目的、工事内容、用地買収の進め方等についてご説明します。
- (※2)土地の調査・立会 : 事業に必要な土地について隣接地との境界確定を行い事業に必要な土地の範囲を示す杭等を現地に設置作業を行います。
- (※3)物件の調査 : 移転していただく必要のある建物や店舗、倉庫、ブロック塀、立木などの調査を行います。移転により営業に支障が出る場合や借家人の方の移転が必要となる場合は、営業の内容や借家の契約内容についても調査を行います。
- (※4)補償金の提示 : 権利者の方それぞれ個別に、土地の買収価格や物件移転補償金の金額を提示し、その内容を説明します。
- (※5)契約の締結 : 土地売買契約書や登記承諾書に署名押印して頂きます。
- (※6)補償金の支払い : 県による土地の所有権移転登記及び権利者による物件の移転、退去、土地の引渡し完了後、土地や物件の補償金をお支払いします。(前払金として最大7割の支払いが可能です。)

問い合わせ先 ●(都)大安寺柏木線に関する事 奈良県幹線街路整備事務所(土地の調査、用地の買収に関する事) 用地課 0742-20-4591 ・ (道路の構造、工事に関する事) 建設課 0742-20-4594
●(仮称)新駅西口駅前広場に関する事 奈良市役所 道路建設課 0742-34-5461